

(七) 各産業並に企業に於ける資本家団の闘争組織或は労働條件産業状態に與する資料蒐集と調査とを不断に行ひ、

(八) 資本家団及右翼指導者等によるアシムトの暴行と追害に對抗し徹底的に闘争し得る強固なる闘争組織の編制、工場本員會及工場代表者會議、勸業等、戦術に對し統一せる研究とその應用をなす、

(三) 組合中央機關より工場指導機關に至るまでの鐵道に統一された行動をなし得る集中的統制の確立

等を行はれねばならぬ。

第三 労働組合總聯合運動に關する方針

(1)

吾等労働組合の混合型より脱出に依る新なる日常經濟闘争に與する任務、及我々今日の政治的經濟的状態に基きこの産業の合理化資本の統一的攻勢に對する防禦闘争、更ら又我々無産階級が過去に於ける政治的結成への過程に於て必然に追られたるの労働組合の分散と組立は労働組合統一運動の氣動力の集中を阻むための労働組合總聯合の實現のために努力すべきことを我々翼賛労働組合に命ずる。

(2)

従来唱へられたる労働總聯合は、この労働組合總聯合と農民組合との間に於ける労働組合共同本員會に改められたるに在らぬ。蓋し労働者及農民は資本主義社會に於ては社會的存在條件を異にし従つてこの兩者の間には共通の内容を有する經濟的利益一致あり得る、是より、總聯合は、協同的組合の經濟的の利益を中心第一の契機として組織され、闘争すべき性質のものたるが故に、闘争の直接場面、闘争の條件、様式等を異にするところの労働組合と農民組合とを單一の組織の中に包含せんとすることは、決して闘争の客觀的條件に相應するものではないからである。拘らず兩者の連絡と提携を圖る所以のものは、兩者の日常經濟生活の權護のための闘争を相互に又相應せしめた組合としての共通の利益に在り、共通の闘争に於ける共同戦線、機關として必要だからである。又、此労働の政治的共同戰線への協同的過渡的媒介的形態としての意義を有するものだからである。かくして労働組合總聯合の實現のため、我々議會は次の如き方針の下に任務を遂行せしめねばならぬ。

(3)

労働組合總聯合の實現——その協同的形態として、全日本労働組合會議——のたぐひ、如何なる政黨政策に屬するものか、是れ、經濟的利益の下に團結せる凡ゆる団体に對して、労働大衆の切實に要求